

四日市市上下水道局管理規程第3号

四日市市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月9日

四日市市上下水道事業管理者 山本 勝久

四日市市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

四日市市水道事業給水条例施行規程（昭和35年四日市市水道局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

改正後			
別表（第14条の3関係）			
区分		工事費	
(略)		(略)	
市が行う既設配水管の増径工事に併せて消火栓を設置するとき		消火栓設置1箇所につき <u>1,034,000</u> 円	
付表① 工事費単価（1mにつき）			
管口径	管種別	砂利道	舗装道
25ミリメートル	ポリエチレン管	<u>8,250</u> 円	<u>25,520</u> 円
50ミリメートル	<u>H P P E</u> 管	<u>15,290</u> 円	<u>32,560</u> 円
75ミリメートル	<u>G X</u> 管	<u>28,820</u> 円	<u>46,530</u> 円
100ミリメートル	<u>G X</u> 管	<u>32,230</u> 円	<u>49,940</u> 円
(注) (略)			

改正前			
別表（第14条の3関係）			
区分		工事費	
(略)		(略)	
市が行う既設配水管の増径工事に併せて消火栓を設置するとき		消火栓設置1箇所につき <u>742,500</u> 円	
付表① 工事費単価（1mにつき）			

管口径	管種別	砂利道	舗装道
25ミリメートル	ポリエチレン管	<u>6, 270円</u>	<u>9, 790円</u>
40ミリメートル	ビニル管	<u>8, 580円</u>	<u>11, 770円</u>
50ミリメートル	ビニル管	<u>10, 120円</u>	<u>12, 980円</u>
75ミリメートル	ビニル管	<u>13, 640円</u>	<u>16, 940円</u>
75ミリメートル	鋳鉄管	<u>23, 320円</u>	<u>27, 060円</u>
100ミリメートル	ビニル管	<u>15, 620円</u>	<u>18, 920円</u>
100ミリメートル	鋳鉄管	<u>26, 730円</u>	<u>29, 920円</u>
(注) (略)			

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(上下水道局管理部お客様センター)